

所得の区分に応じた自己負担限度額に関するチェックシート

以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には、一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

◎ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」についての質問

1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。

- ・受けている：自己負担はありません。
- ・受けていない：2へ

2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれかまたは両方）が課税されていますか。

- ・課税されていない：3へ
- ・課税されている：4へ

3 自立支援医療を受診する方の保護者の収入が、**保護者全員それぞれ80万円以下**ですか。

（※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）

- ・80万円以下：1か月あたりの自己負担限度額は2,500円です。
- ・80万円を超える：1か月あたりの自己負担限度額は5,000円です。

4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ・市町村民税額（所得割） | 3万3千円未満：1か月あたりの自己負担限度額は5,000円です。 |
| ・市町村民税額（所得割） | 23万5千円未満：1か月あたりの自己負担限度額は10,000円です。 |
| ・市町村民税額（所得割） | 23万5千円以上：公費負担の対象とはなりません。
（ただし、「重度かつ継続※下記参照」に該当する方は、1か月あたりの自己負担限度額が20,000円になります。） |

☆ 上記所得割額は、年少者扶養控除・特定扶養控除上乗せ部分の廃止前の算出方法により、算定された額

※ 「重度かつ継続」の対象範囲…以下の①または②のいずれかの場合

- ①腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害のいずれかに該当
- ②疾病に関わらず高額な費用負担が継続する医療保険の**多数該当**の世帯

* 多数該当…高額療養費支給制度の一つで、療養のあった月以前の12月以内に既に高額療養費の支給が3月以上ある場合に支給される制度

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生保	低1	低2	中間1	中間2	一定以上
0円	負担限度額 2,500円	負担限度額 5,000円	育成医療の経過措置 負担限度額 5,000円	負担限度額 10,000円	公費負担の対象外
			重度かつ継続 負担限度額 5,000円	負担限度額 10,000円	負担限度額 20,000円

※なお、この負担限度額の適用は令和6年3月31日までの経過措置となっています。